

特 約 事 項

- 1 約款第35条の規定による「中間前払金」は、最初の請求時に中間前払金の支払によるか部分払によるかを選択するものとし、部分払を選択した場合は、中間前払金の支払を請求することができない。ただし、債務負担行為等に係る契約で、年度ごとに出来高予定額に応じた支払を請求する場合については「最初の請求時」を「各会計年度の最初の請求時」に読み替えるものとする。

また、部分払を選択した場合、その回数は福山市契約規則（昭和41年規則第13号）第15条で定めた回数を限度とする。

なお、債務負担行為等に係る契約の部分払の回数は、別途定める。

- 2 現場代理人及び主任技術者を定めて工事現場に置くときは、現場代理人及び主任技術者等指名届（約款第10条関係）を契約締結後14日以内に提出すること。なお、現場代理人及び主任技術者については、条件付一般競争入札の入札参加資格の審査において誓約書に記載して提出した者を工事現場に配置するものとする。

- 3 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イ又はロに該当する者若しくは同号ハの規定により国土交通大臣が同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けているものを配置すること。

この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

- 4 特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、前項及び本入札条件に定めた関係事項を適用するものとし、その確認に必要な資料の提出及び工事実績情報サービス（コリンズ）への登録を行うこと。

- 5 約款第13条第2項による工事材料に関しては、特別に定めるもののほかに、土木工事共通仕様書の第2章に記載された工事材料とする。

- 6 この工事の施工に際して、主要材料の購入又はやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力福山市内に主たる本店を有する業者に発注するものとする。

- 7 資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の名称、所在地、資材名等を発注者に通知するものとする。

- 8 請負代金額を変更する場合においては、その変更すべき請負代金額は、福山市の当初設計金額に対する当初請負代金額の割合を福山市の変更設計金額に乗じて得た額とする。

- 9 建設業退職金共済制度に係る発注者用掛金収納書の提出について

市の工事（請負代金の額が300万円以上の工事とする。）を受注した建設業者は、金融機関が発行する発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に市長に提出すること。ただし、300万円未満の工事について収納書を提出することを妨げないものとする。

なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその事由及び証紙購入予定を申し出ること。

- 10 工事実績情報の登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員に確認の上、次の表に定める期間内に登録機関へ登録しなければならない。

受注時	契約締結の日から土曜日、日曜日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）に定める休日（以下「閉庁日」という。）を除き10日以内
登録内容の変更時	変更があった日から閉庁日を除き10日以内
完成時	工事完成後、閉庁日を除き10日以内
訂正時	随時

ただし、「緊急維持修繕事務処理要領」又は「福山市災害応急対策協力事業者制度」に基づく工事である場合は、受注・変更時の「登録のための確認のお願い」の作成及び登録機関への登録を省略できるものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合、直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- 1 1 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について
- （１）暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、工事現場を所轄する警察署に届け出ること。
 - （２）発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
 - （３）排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。
 - （４）発注者と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第 2 2 条第 1 項の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
 - （５）暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - （６）当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第 2 2 条第 1 項の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
- 1 2 ダンプトラック等による過積載等の防止について
- （１）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - （２）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - （３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - （４）さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - （５）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 4 2 年法律第 1 3 1 号）の目的に鑑み、同法第 1 2 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進すること。
 - （６）下請契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
 - （７）（１）から（６）までのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 1 3 暴力団排除のための契約制限について
- （１）受注者は、この工事の全部又は一部を、福山市発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱により契約制限の措置を現に受けている者に請負わせてはならない。
 - （２）受注者は、工事の資材又は原材料の購入契約その他の契約について、（１）に該当する者を契約の相手方としてはならない。
 - （３）受注者は、この契約に関する下請業者が（１）に該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方にすることを認めてはならない。
- 1 4 道路工事を行う場合にはすべて道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 7 条第 1 項に基づいて所轄警察署長の許可を受けなければならない。
- 1 5 発注者は、受注者が工事の施工に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。
- 受注者は、発注者又は発注者の指名する者が工事現場、現場事務所又は営業所に立入調査を実施する場合はこれを受け入れなければならない。
- 1 6 総合評価方式の対象となる工事について、受注者の提示した技術提案は、発注者からの指示がない限り全て契約内容とし、提示した技術資料等による履行確保に関して、その責任を負うものとする。
- 技術資料等の内容が満たされない場合は、落札者は再度の施工義務を有するものとし、評価する項目の性格から、再度の施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定を 5 点減点するほか、必要な措置を講ずるものとする。
- 1 7 約款第 1 条第 1 項の規定による設計図書の内、別冊の図面について、本契約書に図面の添付がない場合は、入札公告時に福山市ホームページ等で公開している図面を設計図書の一部として取り扱うものとする。
- 1 8 主任技術者の専任配置を要しない工事であっても、設計図書の変更に伴う請負代金額の変更により主任技術者の専任配置が必要となる場合があるため、工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状態が異なる場合等、設計図書の変更を伴うことが想定される場合は、直ちに監督員に確認を請求（約款第 1 8 条第 1 項）するとともに、請負代金額の変更により主任技術者の専任配置が想定される場合は、他の工事を兼務しない、又は建設業法等の法令に基づく兼務を行うなど、必要な措置を講じること。